

小原の郷改修(リノベーション)基本・実施設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

相模原市 緑区役所 相模湖まちづくりセンター

目次

相模原市の中山間地域の背景及び本事業の位置づけ.....	1
事業の目的.....	1
第1章 プロポーザル参加に関する手続等.....	2
1 業務概要.....	2
2 スケジュール(予定).....	2
3 担当部署及び問合せ先.....	2
4 必要な資格.....	2
5 参加手続等.....	4
6 参加資格の喪失.....	5
第2章 物件概要・提案内容について.....	6
1 土地概要.....	6
2 建物概要.....	6
3 インフラの状況.....	6
4 技術提案を求めるテーマ.....	6
5 提案書類.....	8
第3章 審査の手続及び受注者の選定.....	10
1 技術提案書等の審査.....	10
2 一次審査(書類審査)の実施.....	10
3 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施.....	10
4 評価基準.....	10
5 受注候補者の選定.....	12
6 その他.....	12

相模原市の中山間地域の背景及び本事業の位置づけ

本市の中山間地域(津久井・相模湖・藤野)は他の地域に先行して人口が減少しており、年少・生産年齢人口の割合が低い一方で高齢者人口の割合が高い状況であり、地域の活力を維持するためにも地域資源を生かした観光振興などに取り組み、交流・関係人口の増加を図ることが重要な課題となっている。

令和元年度に「中山間地域の災害復興と地域振興に関するアンケート調査」を実施し、「地域活動の停滞に対する課題認識の強さ」や「地域振興活動への参加意欲の高さ」等の結果から、青根地域(津久井)と小原地域(相模湖)を中山間地域振興モデル地区に選定し、小原地域においては県下に唯一現存する小原宿本陣や展示室等の機能を持つ小原の郷、甲州街道沿いの古民家等の拠点を軸にした地域振興策を地域とともに検討していくこととしている。

小原地域の活性化に向けては令和5年度に国道20号の交通量調査や小原の郷の来館者向けアンケート、サウンディング型市場調査等を実施し、さまざまな角度からニーズを調査・分析し、地域からの要望も踏まえた結果、小原の郷を拠点とした小原宿本陣・古民家等への回遊性を確保するために「小原の郷」から段階的に検討を始めることとした。

各拠点の有機的な連携が求められているものの、一度に複数の拠点を整備することは困難であることや、現状の小原の郷が有する機能だけでは前段のニーズを満たすことが難しいことから、まずは拠点の1つである小原の郷の機能拡充と施設改修に取り組むものである。

事業の目的

今回の改修対象である小原の郷においては現在、地域の優れた自然環境や文化財を生かした観光拠点として地域の活性化を図るとともに、市民の交流に寄与するための施設として小原宿本陣に保管されていた古文書などの地域の貴重な資料の展示を行っているが、今後はインバウンドやハイカー及びサイクリストを含めた小原地域を訪れる人の拠点(BASE)として、地域の資源や特徴を生かした魅力的なコンテンツを充実させることにより、周辺との連携につながる「地域と来訪者の交流の場」としての賑わいと交流を生み出し、道の駅的な機能を兼ね備えた地域活性化の起点となるよう、機能拡充及び施設改修を実施するものである。

本業務の目的を達成するためには小原地域の歴史や自然に対する理解の深さや施設利用者のニーズ等への理解が必要であり、さらに建築設計に関する専門的な見地も踏まえたうえで限られた施設規模の範囲内において施設の魅力を大きく高める独創性・創造性のある設計が求められる。

このため、建築設計に関する高度な創造性や技術力、企画力等を考慮し、最適な事業者を選定するために公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。提案はあくまで優先交渉権者の選定を行うためのものであり、具体的設計業務にあたっては発注者である相模原市と調整の上、内容を決定していく。

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

(1) 件名

小原の郷改修(リノベーション)基本・実施設計業務委託

(2) 対象施設

小原の郷(相模原市緑区小原 711-2)

(3) 業務概要

ア 既存建物の改修(リノベーション)に関する基本・実施設計

イ トイレの新設(増築)に関する基本・実施設計

ウ 敷地全体のランドスケープデザイン(駐車場や広場のほか門・塀などのすべての工作物を含む)に関する基本・実施設計

(4) 履行期間及び業務スケジュール(予定)

履行期間 契約締結日から令和8年1月14日まで

基本設計後に概算工事費を提示すること【7月中】

業務スケジュール(予定) 基本設計:契約締結～7月 実施設計:8月～

(それぞれの期間中、地域との打合せを1回ずつ実施予定)

(5) 契約上限金額

30,000千円(消費税及び地方消費税を含む)※上限金額を超えた提案は失格とする

2 スケジュール(予定)

参加申込書受付期間から契約締結までのスケジュール等は以下のとおり

内容	日程
参加申込書受付期間	令和6年12月2日(月)から令和6年12月27日(金)17時まで
質問受付期間	令和6年12月20日(金)正午まで
質問に対する回答期限	随時【最終回答:令和6年12月25日(水)】
参加資格確認結果通知日	令和7年1月8日(水)
技術提案書提出期限	令和7年1月21日(火)
一次審査(書類審査)	令和7年1月27日(月)(予定)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年2月13日(木)(予定)
受注候補者の選定結果通知日	令和7年2月中旬
契約締結	令和7年3月中旬(予定)

3 担当部署及び問合せ先

〒252-5162 相模原市緑区与瀬 896 相模原市緑区役所相模湖まちづくりセンター

電話 042-684-3240 FAX 042-684-3618

メールアドレス:sagamiko-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

(1)本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。

①単体企業の場合

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (イ) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること
- (ウ) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと
- (エ) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと
- (オ) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと
- (カ) 市暴力団排除条例第7項に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと
- (キ) 法人税、消費税及び地方消費税並びに相模原市税について未納がないこと
- (ク) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること
- (ケ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること
- (コ) 競争入札参加資格者名簿に登載されていること(応募期間中に審査を受けることが可能な者であること)
- (サ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき、登録を受けている建築士事務所であること
- (シ) 建築士法第5条の規定による一級建築士免許の登録がされている者(3か月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る)を有していること
- (ス) 改修工事(リノベーション工事)に関する設計業務を元請として締結し、履行した実績を有すること(契約相手については公共・民間を問わない)
- (セ) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること

②共同企業体(設計JV)の場合

- (ア) 構成員の数は代表事業者を含めて2者であること
- (イ) 構成員は①の(ア)から(シ)まで掲げる条件をすべて満たしていること
- (ウ) 共同企業体として①の(ス)及び(セ)を満たしていること。(ス)については2者の内、1者が満たしていれば参加は可能である
- (エ) 共同企業体の設置に関する協定書(様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成するものとする)を参加表明書の提出時に添付すること
- (オ) 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと

※上記の条件を満たしていないと判断された時点で、業務の途中であっても契約の解除を行う場合がある

(2)協力事務所は次に掲げる条件を満たしていること

(ア)構造・電気設備・機械設備の専門分野の業務を再委託する場合、当該協力事務所が(1)①の(ア)から(ケ)までの条件を満たしていること

(イ)土木・積算の専門分野の業務を再委託する場合、当該協力事務所が(1)①の(ア)から(ケ)までの条件を満たしていること

5 参加手続等

(1)参加の受付及び提出書類

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり必要な書類を提出すること

①提出書類

(ア)参加申込書(様式1)

(イ)企業の概要(様式2)

(ウ)一級建築士免許証明書の写しおよび3か月以上の雇用関係が証明できるもの

(エ)類似契約実績書(様式3)

類似契約実績の定義は次のとおり

【A. 改修工事(リノベーション工事)に関する設計業務の類似実績】

改修部分の合計面積が125㎡以上となる木造建築物の改修(リノベーション)設計

【B. 公共施設の建築設計業務の類似実績】

不特定多数が利用し、観光または交流に類する機能を有する公共施設または公衆トイレの建築設計

上記のA及びBの類似実績をそれぞれ1件以上記載すること。4件以上の類似実績がある場合は、3件まで記載すること。また類似契約実績には、契約書(類似実績であることを確認できるページ)の写しを添付すること。

共同企業体の場合は、代表事業者を含む構成員全員の実績のなかから合計3件まで記載すること。ただし、代表事業者の実績を1件以上とすること。

なお、類似契約実績がない場合でも本プロポーザルへの参加は可能とする。

(オ)未納の税額がないことを証明するもの

以下について発行日から提出日までの期間が30日以内のもので、原本を提出すること。

○国税(法人税、消費税及び地方消費税)

納税証明書その3(課税がない場合にあつては、その旨の申立書)

○相模原市税

未納の税額がない証明(課税がない場合にあつては、その旨の申立書)

(カ)協力事務所の名称及び業務体制表等(協力事務所がある場合)

(キ)共同企業体協定書(共同企業体の場合)

②受付期限

令和6年12月27日(金)17時まで(必着)

③提出先

相模原市緑区役所相模湖まちづくりセンター 担当:児玉

住所:〒252-5162 相模原市緑区与瀬 896 電話 042-684-3240

メールアドレス：sagamiko-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp

④提出方法

電子メールにて、受付期限までに提出すること。その後、速やかに原本を郵送で提出すること。(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

(2)参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知を行う。

日時:令和7年1月8日(水) 送付方法:電子メール

(3)質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合には、次のとおり質問書の提出をすること。質問内容及びその回答はすべての申込者に通知する。なお、質問事項がない場合は質問書の提出は不要とする。

①提出書類

質問書(様式4)

②提出期限

令和6年12月20日(金)正午まで(必着)

③提出先

相模原市緑区役所相模湖まちづくりセンター 担当:児玉

メールアドレス：sagamiko-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp

④提出方法

電子メールにて提出すること。

⑤回答期限及び方法

令和6年12月25日(水)17時頃まで 電子メールによる

※同内容を質問者以外すべての申込者に対しても電子メールにより周知する

※回答を受信後、着信確認メールを返信すること

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(1)「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格のすべての要件を満たす者ではなくなったとき

(2)提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

第2章 物件概要・提案内容について

1 土地概要

- (1)敷地面積:約 4,000 m²
- (2)用途地域:用途地域指定なし
- (3)建蔽率/容積率:60%/100%
- (4)接道状況:南西 市道、南東 国道 20 号(甲州街道)
- (5)防火指定:指定なし
- (6)その他地域地区:法 22 条指定区域
- (7)都市計画:相模湖津久井都市計画区域
- (8)景観計画区域:湖と里の地域
- (9)障害物の有無:敷地内に一部、水路あり

2 建物概要

- (1)名称:小原の郷(おぼらのさと)
- (2)所在地:相模原市緑区小原 711-2
- (3)建築年:平成16年(築 20 年)
- (4)構造及び規模:木造平屋建て
- (5)建築面積:311.82 m²
- (6)延床面積:254.55 m²
- (7)現況用途:展示場(区分 08560)

H15 年度申請図面(抜粋)は別紙1、小原の郷及び周辺の写真は別紙2のとおり

※抜粋部分以外の申請図面が必要な場合は第1章3に記載の問合せ先にメールにて連絡すること。

※「平成15年度小原宿ふれあいの館(仮称)新築工事」平成16年3月検査済証有

3 インフラの状況

- (1)電気:15kVA、従量電灯 C
- (2)ガス:プロパンガスエリア(設備なし)
- (3)水道:神奈川県水量水器 25mm
- (4)排水:公共下水道 150φ

4 技術提案を求めるテーマ

(1)基本方針

提案者は1ページに示した事業の目的及び次に示す改修コンセプト及び機能の考え方に基づき、提案を行うこと。

◎改修コンセプト:自然と歴史の入口として、地域と来訪者がつながるおもてなしの拠点

- ・小原宿本陣など甲州道中の趣を残す小原宿らしい、さがみはら津久井産材を用いた落ち着いた空間
- ・飲食・物販を通じた賑わい、体験プログラムを通じた交流の拠点

○機能の考え方

- ・(常時)人と人がつながり普段の生活をちょっと楽しくする、地域の活動拠点(BASE)
- ・(休日・観光シーズン)体験プログラムを通じた交流をはじめとする来訪者をもてなす場

(2)提案項目及び設計方針(留意事項等)

①機能拡充及び施設改修の目的を踏まえた事業の全体方針及び業務工程

施設の立地条件や小原宿本陣の歴史性などを踏まえ、今後は市内外からの来訪者が気軽に立ち寄り、地域と来訪者の交流の場として賑わいと交流を生み出す地域の拠点を目指す

- ・小原地域の現状把握や地域との調整を踏まえ、本業務を進めること
- ・小原の郷を拠点とした小原宿本陣・古民家等への回遊性を確保すること
- ・市内外を問わず、多くの人立ち寄る施設への機能拡充及び改修とすること
- ・第1章1-(4)履行期間及び業務スケジュール(予定)を着実に履行する業務工程とすること

②既存建物(用途変更、構造検討を含む)

- ・延床面積:254.55 m²
- ・想定諸室

名称	機能のイメージ	想定利用人数
多目的スペース (主要用途)	施設利用者による賑わいの場 飲食、休憩、ワークショップ、交流スペース、 小原宿本陣の見学に引き込む展示	30人程度
情報発信スペース	小原地域及び周辺地域(高尾山や相模湖等) の情報発信	
特産品等販売スペース	地場産野菜や特産品の販売	
キッチン	簡単な飲食を提供できるキッチン (カフェや喫茶店程度)	
事務室及び倉庫	施設管理者が利用	5人程度(倉庫については 35 m ² 程度)
全体	254.55 m ² (現在のトイレは解体し、上記に記載の諸室を配置すること。)	

- ・構造耐力上主要な部分に手を加える場合は、構造検討を行うこと
- ・建築基準法及び関係規定の現行法に適合できるように努力すること
- ・地域と来訪者がつながるおもてなしの拠点にふさわしい空間のデザインとすること
- ・小原宿本陣を含めた地域性や歴史性との関連を考慮した空間のデザインとすること

③公衆トイレ(敷地内別棟増築)

- ・面積:約45~60 m²程度
- ・設置数等:男(小3、大1) 女(洋3、パウダールーム) バリアフリートイレ(1)
- ・雨天時、雨に濡れずに既存建物と行き来できること(渡り廊下の設置可)
- ・施設管理者も利用

※改修コンセプトや設計方針(後述)を踏まえ、配置計画を含めて提案すること

- ・小原地域の新たなランドマークになるとともに、周辺地域と調和した景観デザインとなるように配慮すること
- ・来訪者をもてなす「おもてなしトイレ」を意識すること

④広場・駐車場等

- ・駐車場:40 台程度(車いす用駐車場1台、観光バス用駐車場2台分、バイク5台程度を含む)
- ・駐輪場:10 台程度
- ・上記以外の広場空間(芝生・ドッグラン・ウッドデッキ等、来訪者を迎える場としての整備)
- ・視認性の向上を目的とした施設の新たなサイン
- ・視認性の向上や来訪者の動線を踏まえた外構・駐車場・道路付等、車両を含めた全体の動線の見直し
- ・隣接する住宅等との境界部のデザインに配慮すること
- ・歩道を含む道路部分へも賑わいが滲み出すよう敷地周辺との連続性を意識したつくりとすること
- ・敷地内におけるイベント(甲州街道小原宿本陣祭やマルシェ)への対応を意識した外構計画とすること(イベントの様子については別紙3を参照)

⑤その他

- ・さがみはら津久井産材を積極的に活用すること(木材の PR を含んでいるため、来館者の目に見える形で活用すること)
 - ・建築物省エネ法に則した検討を行い、現状の省エネ性能より性能向上させる提案を行うこと(別紙4の矩計図を参考とすること)
 - ・上記の②～④について、新たに必要と考える機能等があれば提案を行うこと(任意提案)
 - ・改修後の施設のメンテナンスにおいて、経費縮小化の実現とともに、修繕等の必要が生じた場合に、特殊な工法や資材を使用したために迅速な対応ができないことのないような設計とすること
 - ・地元住民との意見交換の場を設け、可能な範囲で設計に反映させること(意見交換については2回程度を予定)
 - ・本改修後の施設管理については民間事業者が担い、体験プログラム等のソフト施策については地元の事業者や団体と共同で実施する予定である
 - ・関連業務との連携及び相互調整を図ること
- ※関連業務:体験プログラムや小原地域まちづくり通信、地域の検討会等(別紙参照)

(3)建設の条件

- ・工事費:約 250,000 千円 ※予定
- ・工期:10 か月(令和8年3月~12月) ※ただし、敷地の一部を工事の資材置場及び現場事務所として NEXCO 中日本が占用しており、工事の進捗によっては整備を2段階に分け、広場・駐車場等の工事は工期が延長する可能性がある

(4)本業務に含まれる調査等

- ・測量(敷地、平面):4,000 m²程度、測量(高低):3,700 m²程度
- ・既存建物の配置の照査 ※平成15年度の確認申請時と敷地形状が変更になるため
- ・地盤調査(平板載荷試験程度)

5 提案書類

(1)提出書類

- ・技術提案提出書(様式5) 1部
- ・技術提案書(様式自由) 10部

※技術提案書については A3 用紙3枚(片面使用)に横書きで記載してください。

※文章の文字サイズは原則として 10.5 ポイント以上(ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。)とし、提案を行う企業名の特定につながる表現は避けてください。

・業務工程表(様式自由) 10 部

※A4用紙1枚(片面使用)に記載してください。

※文章の文字サイズは原則として 10.5 ポイント以上(ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。)とし、提案を行う企業名の特定につながる表現は避けてください。

(2)提出方法

下記へ郵送で提出すること。(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)

〒252-5162 相模原市緑区与瀬 896

相模原市 緑区役所 相模湖まちづくりセンター 宛て

(3)提出期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月21日(火)まで(必着)

第3章 審査の手續及び受注者の選定

1 技術提案書等の審査

技術提案書等の審査は、本市が設置した評価委員会において評価基準に従い、審査を行う。

(1) 評価委員名簿

役職	氏名	所属
委員	浅野 聡	國學院大學観光まちづくり学部 教授
委員	永井 充	小原宿拠点活用検討分科会 会長
委員	河津 暁	相模湖地区まちづくり会議 代表
委員	関 みどり	相模原市緑区役所 副区長
委員	小杉 雅彦	相模原市財政局公共建築課 参事(兼)課長

2 一次審査(書類審査)の実施

(1) 実施日

令和7年1月27日(月) ※予定

(2) 内容

提出された技術提案書を審査し、二次審査への進出者を最大5者程度選定する。なお、一次審査は非公開で行う。

(3) 結果通知および審査基準について

一次審査の結果は令和7年1月29日(水)までに書面により通知する。一次審査の評価基準及び配点は「4 評価基準」のとおりとする。

3 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

(1) 実施日

令和7年2月13日(木) ※予定

時間及び場所の詳細については対象者に別途、通知を行う。

(2) 場所

サン・エールさがみはら(相模原市緑区西橋本5-4-20) ※予定

(3) 実施方法等

- ・プレゼンテーションは提案内容に関する説明や補足説明を主な目的として実施するものであり、提出された技術提案書等のみを使用し、追加資料は受理しない(技術提案書の内容をパワーポイントに再整理して用いることは可とする)
- ・評価基準に従い、評価を行う
- ・参加者側の出席者は3人以内とする
- ・15分以内で説明を実施した後、15分程度の質疑応答を行う
- ・プレゼンテーションにおいて、提案を行う企業名の特定につながる表現や発言を避ける

4 評価基準

(1) 評価項目等と配点について

①評価項目

評価項目		評価のポイント	配点
1. 事業者の信頼性・実績に対する評価	信頼性	・本業務を遂行するのに信頼性のある事業者であるか	5点
	実績・経験・知識	・本業務に必要な知見、専門知識及びノウハウを有しているか ・過去に類似業務の実績があるか	5点
2. 提案に対する評価	① 事業の全体方針及び業務工程	・本事業の位置づけや目的及び設計方針に沿った提案となっているか ・確実に履行できるスケジュールかつ発注者や地域側の意図を組み入れる機会が設けられているか	20点
	② 既存建物 ③ 公衆トイレ ④ 広場・駐車場等	・改修コンセプト機能の考え方及び設計方針に沿った提案となっているか ・来訪者の動線やイベント開催時の施設利用を見据えた敷地全体の動線計画となっているか ・任意提案については新たな視点からの提案となっているか	50点
	⑤ その他	・さがみはら津久井産材の活用方法は具体的で実現性があるか ・消費エネルギーの抑制に関する工夫があるか ・説明や質疑応答がわかりやすく説得力があるか	20点

②評価の考え方

提案内容	評価	採点比率
非常に優れた提案	A	1.0倍
優れた提案	B	0.8倍
標準的な提案	C	0.6倍
標準より劣る提案	D	0.3倍
要件を満たしていない、若しくは著しくかけ離れていると判断される項目又は誤字・脱字が多く理解できない内容である場合	E	0倍

③点数の算出方法

評価に応じた採点比率に評価項目の配点を乗じた点数を当該評価項目の点数とする。点数の算出の際に小数点以下が生じる場合は小数点第1位までを有効とする。

<算出例> 配点が5点の項目の評価がDの場合

採点比率:0.3倍 $0.3 \times 5点 = 1.5点$

(2) 評価点について

各評価項目の点数の合計を総得点とし、各評価委員の総得点の平均点を評価点とする。点数の算出の際に小数点以下が生じる場合は小数点第1位までを有効とし、小数点第2位以下は切り捨てとする。

(3) 点数の最低点について

受注候補者となる最低点は60点とする。なお、評価点が最低点を下回る場合には受注候補者として選考しない場合がある。

5 受注候補者の選定

- ・評価点の最も高い提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。ただし、評価委員の内1人でも評価に「E」があった場合には合計点及び順位に関わらず不採択とする場合がある。
- ・受注候補者と契約締結に至らなかった場合は次順位の者を新たな受注候補者として手続きを行うものとする。
- ・合計得点が同点の場合は、評価項目のうち「2. 提案に対する評価」の合計得点が高い提案者を受注候補者として選定する。それでもなお、同点の場合は委員で票決する。
- ・本プロポーザルは、相模原市令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、相模原市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む)、提供した知見の対価等については、一切補償しない。
- ・審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。
- ・審査結果に対する異議申し立ては認めない。

6 その他

- ・手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。
- ・本契約において使用する通貨は、日本円とする。
- ・本契約において契約書の作成を要する。
- ・技術提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。
- ・技術提案書の選定後は原則として棄権することはできない。また、選定された権利を他社に譲渡することはできない。
- ・参加申込書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は参加者の負担とする。
- ・参加申込書及び技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- ・業務内容の詳細及び仕様書は、採用された者と相模原市との協議のうえで決定する。
- ・以下に該当した場合は失格とする。

(1) プレゼンテーションに遅延した場合

(2) 参加申込書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合

(3) 実施要領に記載した諸条件に違反した場合

(4)その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、委託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合